

保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令  
の一部を改正する内閣府令案の概要

1. 概要

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 51 号）の施行に伴い、同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号）の規定に基づく特定保険業者の届出等に関する規定を削除する等所要の改正を行う。

2. 施行期日等

- (1) 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとする。
- (2) その他所要の経過措置等を定める。